



住民税非課税世帯・非課税相当となった世帯の方へ 「臨時特別給付金」を支給します

新型コロナの影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。

支給額

1世帯につき10万円

申請期限

9月30日(金)まで

支給対象世帯

- ▷住民税非課税世帯…基準日（令和3年12月10日）において住民基本台帳に記録されており、令和3年度住民税非課税者のみで構成される世帯
- ▷家計急変世帯…新型コロナの影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
- *住民税非課税相当…世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下

申請方法

- ▷住民税非課税世帯…支給対象世帯に確認書を送付します。記載内容を確認の上、返送してください。
- ▷家計急変世帯…下記窓口へお問い合わせください。
- *感染症対策のため、郵送での申請をお願いします。

問い合わせ・申請先

非課税世帯等給付金窓口
内線2989（土・日・祝日を除く）9:00～17:00



子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れなく!

新型コロナの影響が長期化する中、子育て世帯を支援するための臨時特別給付金を支給しています。支給対象となる方へは申請書類を送付していますので、ご確認ください。

- 支給額…児童1人につき10万円(全額現金で一括給付)
- 支給対象者…0歳から18歳までの児童を養育する保護者のうち、生計を維持する程度の高い方（児童手当受給者もしくはそれに準ずる方）
- *他市町村から支給を受けた（受ける）児童の分は、重複して支給を受けることができません。

申請期限…3月31日(休)まで（郵送の場合は必着）

- *申請書類が届いていない場合は、お問い合わせください。
- *詳しくは、市ホームページ（右QRコード）をご確認ください。



問い合わせ・申請先…子育て支援課 内線2488

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

再支給可能

申請期限延長

新型コロナの影響が長期化する中、すでに総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

支給対象者（*④の対象者が追加されました）

- ①総合支援資金の再貸付を借り終わった方／3月までに借り終わる方
- ②総合支援資金の再貸付が不承認となった方
- ③総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みをいかなかった方
- ④緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付を借り終わった方／3月までに借り終わる方（再貸付を申請中・利用中の場合を除く）

*左記に該当した上で、収入・資産・求職等の要件があります。

申請期限…3月31日(休)まで

- *支給要件などの詳細は、市ホームページ（右QRコード）をご確認いただくか、お問い合わせください。



問い合わせ先

- ▷自立支援金相談コールセンター Tel.0120-46-8030
- ▷自立相談支援窓口（福祉政策課内）Tel.35-2166
- *受付時間…9:00～17:00（土・日・祝日を除く）